

地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推奨しています。

- 医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや適切な対応ができるように体制を整備しております。
- 医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更させていただく可能性があります。
- 院外処方箋には、原則一般名処方を採用しております。これにより、後発医薬品を選択しやすくなるため、患者さんの負担軽減や医薬品の安定供給につながります。

一般名処方

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

- 医療上の必要性が認められない場合、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方を希望される場合は、選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

2026 年 6 月
みどり病院